

袋井市の道路占用等による路面の復旧基準について

1級・2級路線の道路復旧(埋め戻しによる路盤復旧含む)について

- ①現場の道路舗装が2層であった場合は、別紙復旧基準(表層+基層)土工定規の復旧基準による
- ②現場の道路舗装が1層であった場合は、別紙復旧基準(表層+上層路盤+下層路盤)土工定規の復旧基準による

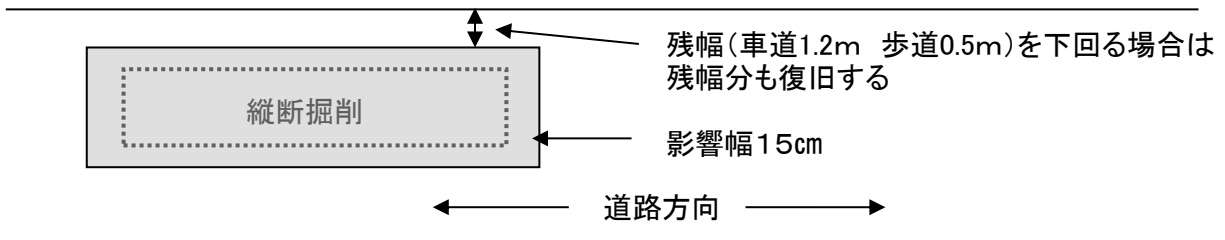
3級その他路線の道路復旧について

- ①別紙復旧基準(土工定規図)による

センターラインの無い場合の舗装復旧基準(1・2級含む全ての路線)

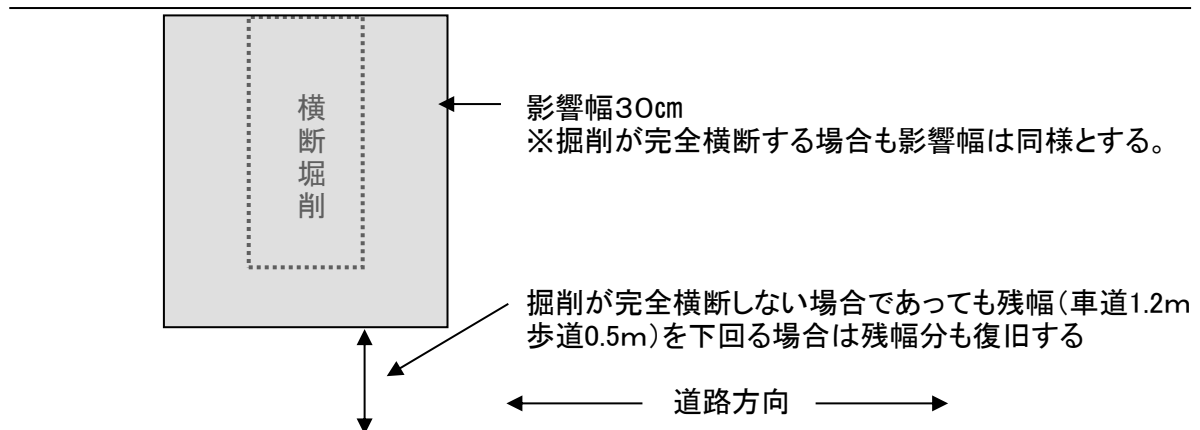
(縦断)

- ①掘削が道路方向に対し縦断する場合は、舗装復旧による影響幅を15cmとする。
- ②残幅(車道1.2m 歩道0.5m)を下回る場合は残幅分も復旧する。



(横断)

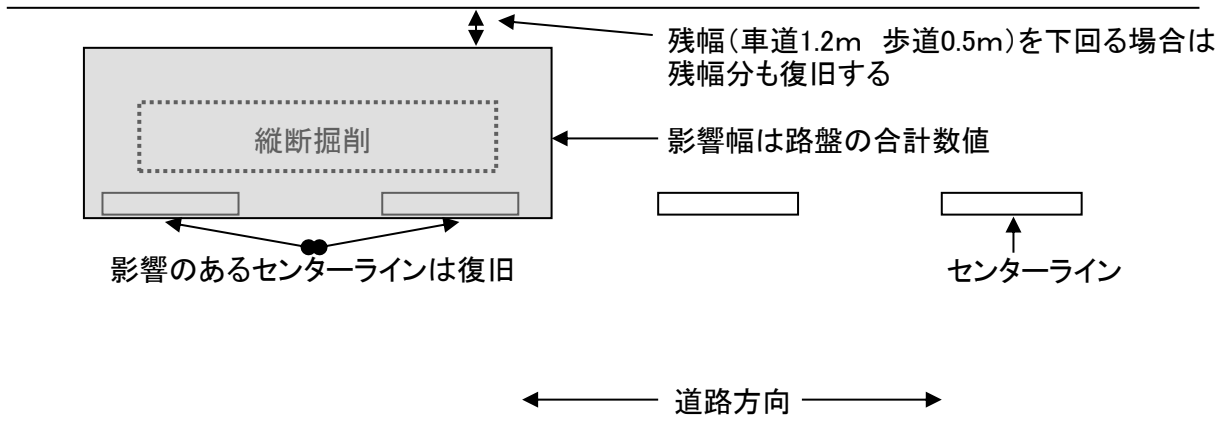
- ①掘削が道路方向に対し横断する場合は、30cm影響幅を確保する。
- ②掘削が完全横断する場合であっても同様とする。
- ③完全横断しない場合、残幅(車道1.2m 歩道0.5m)を下回る場合は残幅分も復旧する。



センターラインがある場合の舗装復旧基準(1・2級含む全ての路線)

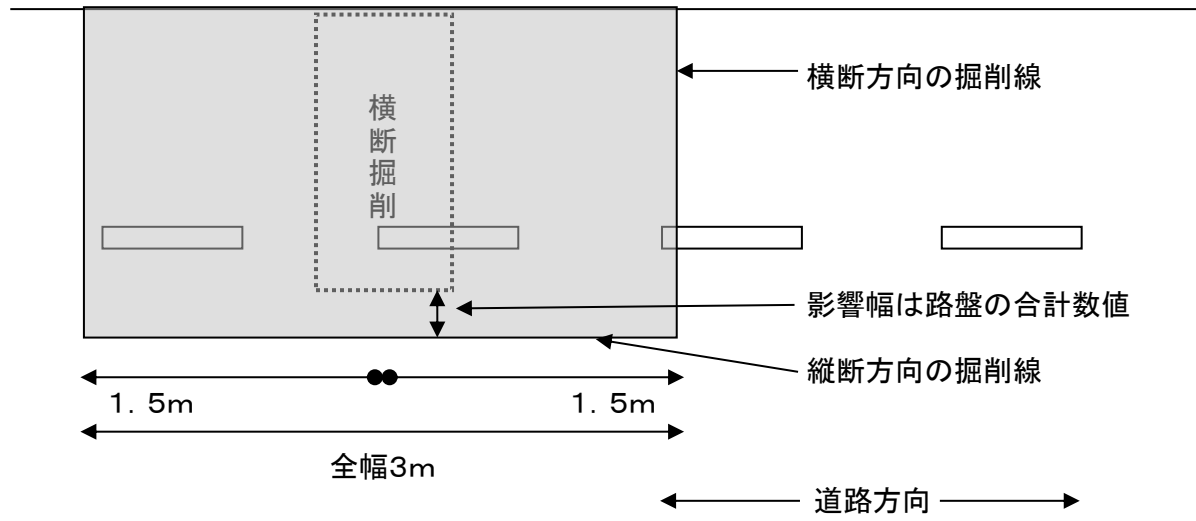
(縦断)

- ①掘削が道路方向に対し縦断する場合の舗装復旧は、路盤の厚さの合計を影響幅とする。
例) 工事箇所の路盤構成: 上層路盤15cm + 下層路盤15cm = 30cm → 舗装影響幅30cm
- ②残幅(車道1.2m 歩道0.5m)を下回る場合は残幅分も復旧する。
- ③センターラインの復旧も施工者が行う。



(横断)

- ①掘削が道路方向に対し横断する場合、横断方向は(掘削中心部から左右1.5mずつ)3m復旧とする。なお、縦断方向は路盤の合計数値を影響幅とする。
- ②残幅(車道1.2m 歩道0.5m)を下回る場合は残幅分も復旧する。
- ③センターラインの復旧も施工者が行う。



養生期間内の工事について

- ①養生期間内の工事は原則許可しない。
- ②やむを得ない理由により、市長が特に必要と認める場合のみ協議することができる。

舗装の養生期間

ア コンクリート舗装道路	5年
イ アスファルトコンクリート高級舗装(二層式)道路	5年
ウ アスファルトコンクリート舗装	3年
エ 簡易舗装道路	2年